

三重県医療審議会小児医療部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県医療審議会運営要綱第7条の規定に基づき設置された三重県医療審議会小児医療部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 小児に対する医療提供体制の整備に関すること
- (2) 小児の療養・療育支援体制の充実にに関すること
- (3) 小児に対する医療を担う人材の育成・確保に関すること
- (4) その他小児医療体制の整備に関し必要な事項に関すること

2 前項に関する部会の決議は、三重県医療審議会の決議又は意見とすることができる。

(任期)

第3条 部会に属する委員及び専門委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第4条 部会は、部会長が召集し、部会長が議長となる。

2 部会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(報告)

第5条 部会長は、部会が決定した事項について、三重県医療審議会に報告又は提案する。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、三重県医療保健部医療政策課に置く。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

【参考資料 2】

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。